

財団法人 共立国際交流奨学財団寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人共立国際交流奨学財団（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団の主たる事務所は、東京都千代田区外神田 2 丁目 18 番 8 号に置く。
2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本財団は、諸外国から我が国の大学等に留学する者に対し奨学援助を行い、もって我が国と諸外国との友好親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 諸外国からの留学生に対する奨学金の支給
- (2) 留学生（奨学金支給生も含む）に対する生活情報提供及び学習に関する情報提供と支援・助言
- (3) 国際交流活動への支援
- (4) 日本人学生が混在する留学生寮の設置及び運営
- (5) 日本語、留学生への資格等の教育施設の設置及び運営
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品

- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行による株式

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵政官署若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

但し、本財団の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成

し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、文部大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に文部大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 第8条但し書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 15 条 本財団の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わるものとする。

第 3 章 役 員

(種類及び定款)

第 16 条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以上 15 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人以内を常務理事とする。

(選任等)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を越えて含まれることになってはならない。

5 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出なければならない。

(職務)

第 18 条 理事長は本財団を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐して本財団の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順位により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を

議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに文部大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第 19 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 20 条 役員は次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 21 条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 理 事 会

(組織)

第 22 条 理事会は、理事をもって組織する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 24 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 18 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合には、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、理事現在数の過半数

をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 29 条 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決する。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名し、押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 31 条 本財団に、評議員 10 人以上 15 人以内を置く。評議員現在数は、理事現在数と同数以上とする。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員のうちには、役員 of いずれか 1 人と親族その他特殊の関係のある者の数又は評議員 of いずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 評議員には第 19 条から第 21 条（第 21 条第 1 項但し書を除く。）までの規定を

準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 32 条 評議員会は、評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第 27 条から第 30 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 選考委員会

(選考委員会)

第 33 条 本財団には、第 4 条第 1 号の事業に係る選考を行うため、選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、5 名以上 7 名以内の委員をもって組織する。
 - (2) 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - (3) 委員のうちには、本財団の役員及び評議員が 2 名を超えて含まれてはならない。
 - (4) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - (5) 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - (6) 第 17 条第 4 項の規定は、委員について準用する。
- 2 前項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し、必要な事項は理事会で定める。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 34 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 35 条 本財団は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて解散することができる。

(残余財産の処分)

第 36 条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、本財団と類似の目的を有する法人に寄附するものとする。

第 8 章 事務局及び書類の保存等

(事務局)

第 37 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け等)

第 38 条 事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿等を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

2 前項の書類及び帳簿等は次の区分により保存しなければならない。

(1) 第1号から第5号までは永久

(2) 第6号は10年

(3) 第7号は5年

第9章 補 則

(株主権の行使)

第39条 本財団は、保有する株式については、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、次に掲げる事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(1) 配当金の受領

(2) 株式分割による新株式の受領

(3) 株主割当増資への応募

(4) 株主宛配布書類の受領

(委任)

第40条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、本財団の設立許可のあった日から施行する。

2 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 本財団の設立初年度の事業年度は第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

4 本財団の設立当初の理事及び監事並びに理事長及び常務理事は、第17条第1項

及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。

- 5 本財団の設立当初の評議員の任期は、第 31 条第 4 項において準用する第 19 条第 1 項の規定にかかわらず平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この寄附行為は、平成 11 年 6 月 10 日から施行する。
- 7 この寄附行為は、平成 14 年 2 月 27 日から施行する。
- 8 この寄附行為は、平成 15 年 8 月 5 日から施行する。
- 9 この寄附行為は、平成 19 年 6 月 12 日から施行する。